

措置区分

A 1	休業要医療	医師の治療を受けること（休業）
A 2	休業要観察	医師の観察を受けること（休業）
B 1	勤務制限要医療	医師の治療を受けること（勤務制限）
B 2	勤務制限要観察	医師の観察を受けること（勤務制限）
C 1	注意要医療	医師の治療を受けること
C 2	注意要観察	医師の観察を受けること
D 2	健康要観察	自己管理すること
D 3	健康	現在のところ異常なし